



事 務 連 絡  
平成 29 年 5 月 12 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課  
鳥獣保護管理室長

### 野鳥サーベイランスの対応レベルについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(以下マニュアル)に基づき、国内での複数発生等の状況を踏まえ、全国の対応レベルを3に引き上げて、監視を強化してきたところです。

近隣国ではまだ発生が認められている地域もありますが、国内での野鳥での発生は認められておらず、冬鳥の渡りのシーズンも終盤となっていること等を踏まえ、マニュアルに基づき、平成29年5月11日24時(5月12日0時)をもって、以下の通り、対応レベルの引き下げを行いましたので、適切な対応を宜しくお願いします。

#### 【対 応】

平成29年5月11日24時(5月12日0時)をもって、全国の対応レベルの引き下げ(対応レベル3→対応レベル1)

また、今後、新たな高病原性鳥インフルエンザの発生等が確認された場合については、改めて連絡をいたしますので、ご了承願います。

サーベイランスに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、引き続き適切な対応をお願いいたします。

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室  
担当：東岡企画官、根上専門官、鎌田係員  
直 通：03-5521-8285